

7-2) 養親候補者支援としての他の関係機関との連携

養親候補者支援としての関係機関との連携については、ほとんどの機関に共通して、行政機関（児童相談所、保健センター、市町村窓口等）との連携しながら養親候補者への支援を行っていた。また、居住地の里親会や養親の会の情報を提供している機関もあった。（表 7-2）

表 7-2 養親候補者支援としての他の関係機関との連携（複数回答） n = 9

産科施設 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所と保健師に連絡し課程訪問を依頼 1 ・ 地域によって手続きの方法が異なるのでその確認をする 1 ・ 嘱託書が来たら作成する 1 ・ 児童相談所の求めがあれば実母の調書を見せる 1 ・ 養親の責任で行うため特に支援はしない 1
行政委託 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所に同居児童の届出 2 ・ (場合によっては) 里親会の情報を提供 1 ・ 市区町村の母子保健担当部署、児童相談所 (同居児童の届出) 1 ・ 里親会に所属しなくても催しに参加できるようにする 1
独立系 (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市区町村の窓口、保健センターについて伝え、保健師の訪問を双方了解のもとセッティングする 2 ・ 医療機関 1 ・ 行政の相談機関について伝える 1 ・ 養親の会に入ってもらう 1
宗教系(0)	NA

8. 養子縁組の家裁への申し立てに関わる支援

養子縁組の申し立てに関わる支援については、「裁判所に試験養育期間の状況を報告する」「養親候補者に対して養子縁組法の説明会を実施する」等であった。（表 8-1） 実母の同意撤回のケースでは、撤回後の実親への引渡しプログラムを裁判所と協力して進めたと回答した機関があった。

表 8-1 養子縁組の家裁への申し立てに関わる支援 n = 5

産科系 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭裁判所や児童相談所から問い合わせがくるので、それに答える 1 ・ 地元の市役所や保健センターとつながるように伝える 1
行政系 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手取り足取り支援している、育休の取得を支援する、家庭裁判所に意見養育期間の状況を知らせる 1 ・ 養子縁組法の説明会を開く、家庭裁判所に養育経過を報告する 1
独立系 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養親・実親に必要な支援は全面的に行う 1
宗教系 (0)	NA

9. 養子縁組成立後の支援

9-1) 養親への支援

養親への支援については、14 機関中 13 機関から回答が得られた。ほとんどすべての機関に共通して、養子縁組の手続きに関するサポートが実施されていた。なかには、裁判所に出向き、調査官と面談するケースもあった。その他の支援の具体的な内容として、医療系では自助グループへの参加、養育状況の報告を通したやりとりが挙げられた（4 機関中 2 機関）。行政委託型では月刊誌の発行、機関主催の運動会やキャンプ、子育てや告知に関する研修会の実施などが挙げられた（3 機関中 2 機関）。また、委託後の家庭訪問や来所面接などの個別支援も行われていた（3 機関中 2 機関）。他方、委託後の直接的な支援をほとんどしないという回答も 1 機関もあった。独立系においては、個別相談の他、交流会やシンポジウム開催、養親の会の組織化などを通して、機関と養親同士が定期的な交流会を設けている機関が多かった（5 機関中 4 機関）。そのなかには、機関が介在しない形で居住地の近い養親同士が個別に連絡を取れる体制づくりを行っているところもあった。また、養親のみならず養子同士の「子どもの会」がある機関もあった（5 機関中 1 機関）。宗教系では、養親に対する支援として自助グループは挙げられなかったが、適宜面接指導を行う、電話連絡する、機会を見て家庭訪問する等の個別的な支援が行われていた。これ以外にも、子どもの障害や疾病等に関する支援の内容としては、医療機関や障害児サポートの利用に関する助言等も挙げられた。（表 9-1）

表 9-1 養子縁組後の養親への支援（複数回答） n = 13

産科系 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・自助グループ（年 1 回） 1 ・定期的に連絡を取り相談に乗る 1 ・将来的には自助グループをつくりたい 1 ・特になし 2
行政系 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・月刊誌の発行 1 ・運動会やキャンプ行事 1 ・必要があれば家庭訪問や面接 2 ・子育てや真実告知に関する研修会 1
独立系 (5)	<ul style="list-style-type: none"> ・ニュースレター発行 1 ・年 1 回の交流会 2 ・年 1 回真実告知のシンポジウム 1 ・養親同士のピアサポート 2 ・相談・支援活動 2
宗教系 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援活動 1 ・機会があれば家庭訪問 1

9-2) 養子縁組後の実母への支援

実母支援についてはほとんどの機関において、実母への継続支援（カウンセリング、電話、メール他）が行われていた。実母への継続支援については、特に独立系が充実しており、具体的には、

経済的支援（機関からの支出を含む）、生活保護の申請や就労支援などが挙げられた。なかには、実母のためのシェアハウスを持っている、実母の自助グループがある機関もあった。

実母と養子との交流の考え方はさまざまであったが、子どもとの直接的な交流はすべての機関で実施されていなかった。産科系においては、実母の生活に配慮して、子どもには情報を教えない・接点をもたせないという回答があった（4機関中2機関）。それ以外の機関は間接的な交流を容認しているものの、実母からの希望があれば子どもの近況を口頭で情報提供するのみの機関、子どもにプレゼントを送りたい場合などは仲立ちをするという機関など多様であった。（表9-2）

表9-2 養子縁組後の実母への支援（複数回答） n=12

産科系 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡を取り続ける 1 ・子どもとの接点は持たせない、写真は渡さない 1 ・希望があれば相談およびカウンセリングを行う 1 ・地域の保健師につなぐ 1 ・養子への支援はしない 1
行政系 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・求めがあれば心理的サポートを検討 1 ・養親家庭との交流支援はしない 1 ・希望がなければ特にコンタクトはとらない 1 ・養子縁組に否定的・罪悪感を持たないように助言する 1 ・希望があれば口頭で子どもの様子を知らせる 1
独立系 (5)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護、就労支援 2 ・経済的支援 2 ・実母の自助グループがあり時々事務所に集まってくる 1 ・いつでも連絡を取ってよいと伝えている 1 ・希望があれば機関を介して子どもの写真を渡す 1 ・必要な支援をすべて行う 1 ・1か月を目途にシェアハウスの利用ができる 1
宗教系 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・養子へのプレゼントを希望すれば機関が仲介して渡す 1

9-3) 養子縁組後の養子への支援

養子縁組後の養子への支援については、機関ごとにさまざまな方針や対応がなされていた。自助グループがある、養親交流会に子どもも参加、子どもの会がある、出自の確認に対応する、いつでも機関に連絡できるなどのオープンな対応をする機関と、子どもには実母の情報を提供しない、特に養子への支援はしないと回答している機関もあった。産科系の1機関は小学校入学くらいまでは障害等の有無がないかフォローするとしており、行政系の2機関はそれぞれ「子どもに障害や疾病が発生すれば、医療機関や障害児サポートを紹介する」「成長後障害等が明らかになった場合は関係・連絡を取り続ける」と回答し、障害がある場合の継続支援に留意していた。（表9-3）

表 9-3 養子縁組後の養子への支援（複数回答） n = 9

産科系 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・自助グループ、1年間は月1回程度のメールで養親から養育状況を報告してもらう ・小学校入学くらいまで養親から養子の状況を報告、障害の有無等がわかる ・将来的には自助グループをつくりたい ・子どもが訪ねて来ても、実母の情報を提供しない方針 ・子どもが将来実母との関わりを知るために、実母に写真を撮ってもらう ・希望があれば実母に命名してもらう
行政系 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに障害や疾病が発生すれば、医療機関や障害児サポートを紹介する ・成長後障害等が明らかになった場合は関係・連絡を取り続ける ・6か月間に最低3回訪問する ・子どもがいつまでも機関に連絡できることを理解してもらう
独立系 (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・養親の交流会等では子どもも参加し関わりを持っている ・子どもの会をつくっている ・特にない ・将来出自の確認に来たら情報を伝える
宗教系 (0)	NA

10. 記録の保管、子どもへの情報公開、出自を知る権利等について

記録の保管方法は、紙データと電子データとなっているが、現時点では紙データで保管している機関が10件（72%）と最も多く、次いで紙・電子データ3件（21%）電子データのみは1件（7%）となっていた。（図5）紙データの機関でも、現在電子データへと転記作業を行っている機関や将来電子データ化に向けた取り組みを行う予定であると回答した機関が多かった。

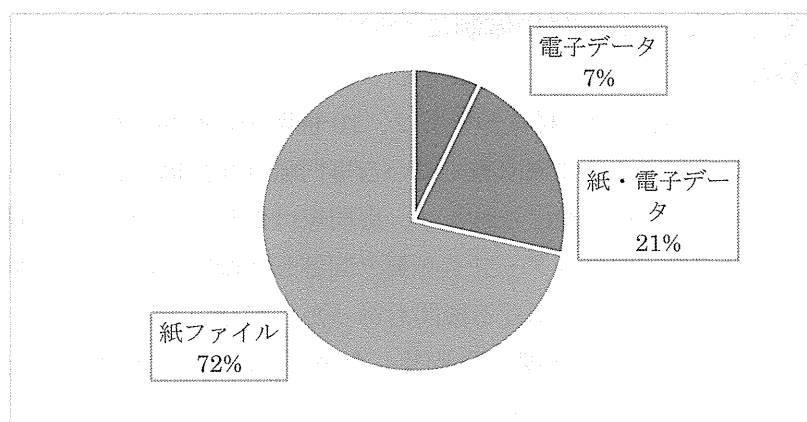


図5 記録の保存様式 n = 14

子どもへの情報公開等、出自を知る権利への取り組みについては、特に、行政委託系において明確な指針が見受けられた。それぞれの具体的な内容は、「子どもが20歳になれば情報を公開する、実親の写真は残さない、10代の養子からの相談に対しては、肯定的な言葉で伝える」「成人までは実

親と直接的な交渉は避け、資料を開示するのではなく、養親から伝えられた情報について口頭でワーカーとして補足する、不安定な精神状態の場合は年齢を区切らずに待つ」「ルーツ探しを事業として行っている。児童相談所や他の機関で養子縁組を行った子どものルーツ探しの相談にも対応している」であった。また、子どもに開示するファイルを保存していると回答した医療系機関が 1 機関であった。(表 10-1)

表 10-1 記録の保管、子どもへの情報公開、出自を知る権利 n=14

産科系(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・紙ベースで保管 3 ・スキャンして保存 1 ・永久保存 2
行政系(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが 20 歳になれば情報を公開し、実親の写真は残さない 1 ・養子が成人するまでは実親との直接交渉を避けるようにする 1 ・成人前の問い合わせには資料の開示ではなく口頭で説明する 1 ・すべての情報を現物保存し、子どもにすべて公開する 1 ・ルーツ探しを事業として行っている 1
独立系(5)	<ul style="list-style-type: none"> ・紙で保存、データ化作業中 1 ・紙で保存、データ化が必要 1 ・紙と電子媒体の両方で保存 1 ・紙ベースで保存 1 ・電子媒体で保存 1
宗教系(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・記録は紙でファイルに保存 2

11. 適正な養子縁組支援を継続して行うための基盤や体制について

11-1) 人材(望ましい経験や資格など)

適正な養子縁組支援を継続して行うために必要な人材については、10 機関から回答が得られた。ほとんどの機関においてコミュニケーション能力と知識に秀でている専門職(社会福祉士、カウンセラー、法律関係者等)が必要であるという意見が挙げられたが、専門家は信じていないという機関もあった。また、専門職のみならずボランティアスタッフも必要と回答した機関もあった。勤務形態としては、兼務ではなく専任の担当や継続勤務を挙げる機関もあった。実母を担当するスタッフの負担が重く、そのようなスタッフへのフォローも必要だと回答した医療系機関が 1 機関あった。(表 11-1)

11-2) 方法(適正な養子縁組支援の方法)

適正な養子縁組支援の方法については、10 機関から回答が得られた。妊娠検査薬に、相談場所が書いてあるとよい、相談できる相手を必要とする人たちに自分たちの活動を伝えていくのが大事であるという意見、医療機関、児童相談所、家庭裁判所、民間機関といった縦横斜めの連携が必要で

あるという意見の他、養子縁組は即応性が重要であるため合議制には賛成できない、直感・第六感が大切だという意見もあった。また、斡旋法案の3か月ルールが子どもと養育者の絆づくりができる期間を無視しているという批判的な意見もあった。(表 11-2)

表 11-1 望ましい人材 n=10

産科系 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉士、カウンセラー、ケースワーカー、法律家 ・ 実母担当者、養親担当者の双方が必要 ・ 福祉職、医療者、助産師 ・ 医療職、助産師が福祉を学ぶと良い ・ 実母に寄り添ってケアするスタッフのメンタルケア(スタッフのメンタル面が疲れることがある)。現在はスタッフが兼任で行っているが、活動が増えれば、専任が必要だという現場の意見がある。 ・ 長期に担当できる人が良い。「行政に任せればいいのか」という批判がある。児童相談所の人が顧問になると批判を受けないのか
行政系 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資質のあるスタッフ ・ 社会福祉士、社会学・福祉学・教育学・心理学を学んだ人 ・ 傾聴だけでなくコミュニケーション能力の豊かな人 ・ ソーシャルワーカー、継続して勤務できる人 ・ 職員の意識と技術が向上できるように研修が必要
独立系 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養子縁組を理解している人材、福祉論、カウンセリング手法を理解している人材が必要。 ・ 専門家と称する人たちは信じていない。専門家という言葉が無力であると実感している。これからは、女性・主婦・市民という目線で考え、実施することが必要。
宗教系 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソーシャルワーカー ・ 臨床心理士、ボランティアスタッフ

11-3) 民間機関が整備すべき仕組み

民間機関が整備すべき仕組みについては、14 機関中 10 機関から回答を得られた。行政委託系では、法人格の取得に関する意見や団体の永続性のための財源の確保の必要性が挙げられた。法人格の必要性については、その他の民間機関では挙げられなかったが、出産費用等の基金や実母の産後の住まいの費用、連絡が途絶えた実母の追跡調査のための財源確保についての要望が出された。行政に対しては、養子縁組に関する公式な書式(養子縁組を前提とする児童養育宣誓書)の作成や養育報告書の義務づけなどの要望も挙げられた。また、民間機関同士の相互連携を望む意見もあった。(表 11-3)

11-4) 財政基盤や助成(行政からの補助金による運営など)

財政基盤や助成については、11 機関から回答が得られた。助成等の必要性はないと回答したのは 1 機関のみで、回答が得られたすべての機関において、継続的な補助金や助成や税控除に対する要望があった。具体的には、医療系では 4 機関中 2 機関、行政系では 3 機関すべてが経済的支援を挙げた。独立系では税控除を挙げた機関が多かった。宗教系は「助成があれば助かる」という要望が 1 機関あった。(表 11-4)

表 11-2 適正な養子縁組支援の方法（複数回答） n = 10

<p>産科系 4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援団体のランク付け ・養父母の候補者を第3者機関が管理する ・障害児の縁組を増やすためには国内の機関同士の連携が必要 ・ドラッグストアで売っている妊娠検査薬に、相談場所が書いてあるとよい。本人の受診行動が不適切であり、家族にすら相談しないというのであれば、そういう人に、私たちの活動を伝えていくのが一番大事じゃないかなと思った。 ・対応・支援は福祉専門職に加えて助産師が当たるとよい ・今の制度で良いと思う ・どこまで、いつまで自分たちが担当として寄り添うべきか考えてしまう ・実母とあっせん者が直接対応しないで、第三者（医療機関等）が中に入る必要がある。当会は直接、実母からの相談は受けない。養親は医療機関でミルクの飲み方、沐浴など助産婦さんに養育の指導受けて、自宅に連れて帰る。今の制度が適正な制度だと思う。 ・養親を見極めることが必要。養親が経済的に安定していること、職に就いていることが必要。 ・実親、養親およびその関係者からは、謝礼や寄付金は受け取るべきではない。 ・業務方法書に基づき事業を行っている。なかでも特別養子縁組審議委員会に運営規定を設け、福祉への貢献が適切に運営されているか監視、評価できることを目的としている。
<p>行政系 2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものいない人のための制度でなく、子どもの福祉のための制度とすることが重要。 ・財源の確保と、ワーカーによる技術・知識・経験の継承が必要。 ・新生児や乳幼児のみならず、すべての子どもに養子縁組の機会を与える工夫やしくみをつくる。 ・養子が将来、自分のルーツを知ることができるための記録の永久保存とライフストーリーワークの実践
<p>独立系 4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療との連携が必要である。また、児童相談所、家庭裁判所、医療機関との縦横斜めの連携が必要。バラバラな連携は適切ではない。アフターフォローが必要。 ・出産後の実母支援が大きな課題。住まいを持たない実母が非常に多くなり、母子寮での滞在期間も長い。帰る場所がない、働く場所がない等、将来が見えない実母が多い ・養子縁組あっせんは即応性が重要であるため、合議制には賛成していない。直感や第6感がとても大切である。 ・育ての親に対して、子ども中心という立場に立てる夫婦の見極め、研修、家庭訪問という手続きが必要。 ・産みの親に対して、丁寧なカウンセリングが必要。 ・子どもの背景を育て親に伝える必要があるか？（子育てに必要なことのみ伝えるべき）個人情報産みの親と育て親の間で交換される危険性がある。
<p>宗教系 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん法案（試案）にある3か月間子どもを施設に預けてその間に実母が考えるという方法は子どもが養育者との絆づくりを全く無視しているので絶対に良くない。児童相談所にもものすごく権力が与えられることになる。

表 11-3 民間機関が整備すべき仕組み（複数回答） n = 9

産科系 3	<ul style="list-style-type: none"> ・何十年もの長期的な視点の支援が必要となるが、どこまでやるのか、何時までやるのかを考えなければならない (1) ・金銭目的とならない仕組みが必要 (1) ・現行のままでよい (1) ・実母は相談できる人がいないことがある。まずは救うべき人に伝わる活動というのが一番重要なのではないかと思う (1)
行政系 3	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に関する情報公開を整備すべきである (1) ・法人格をもつこと (2) ・機関の持続性のために財源を確保して安定的に行うことが必要 (1) ・理念に基づいた組織づくり (理事会、評議員会、運営委員会等) (1)
独立系 2	<ul style="list-style-type: none"> ・出産費用などの基金をつくりたい。養親に実母の産後の住まいの費用などは出してもらっていない。出産までは実母が自分で賄えなければ親族に連絡を取る (1) ・行政が公式な書式をつくるべきである。公式のものが無いから、事業者の書式はみんなばらばらである。特別養子縁組を前提とする児童養育宣誓書をつくり、養親に署名してもらっている。こういう書式も必要である。提出期日を設けた養育報告書を義務付けるべきである (1)
宗教系 1	<ul style="list-style-type: none"> ・当会だけでは対処しきれないこともあるので、他の民間機関を励ましていくことが重要。他の機関と協力して養親を探してみましようという言葉が出ればありがたい (1)

11-5) 国や自治体が整備すべき仕組み、制度

国や自治体が整備すべき仕組みや制度については、制度・政策論的な課題の検討や、養子縁組幹旋事業のあり方に対する幅広い意見が得られた。制度・政策的課題として挙げられたのは、特定妊婦を保護する制度の整備や養子縁組法を児童福祉法に組み込むことや、実親の親権や同意をめぐる問題を解決できる仕組みの構築などである。養子縁組幹旋事業のあり方については、養子縁組幹旋は民間機関ではなく公的機関が行う、養親候補者をデータベース化し厚生労働省あるいは第三者機関が一元管理すべきという意見があった。また、民間機関の質を担保するために国や行政が民間機関のランク付けを行う、民間機関の強みを生かしそれぞれの特徴を生かしたあっせんを行う、児童相談所と民間機関で役割を分担する、民間機関のなかで全国規模のマッチングを行う等の意見もみられた。他方で、独立系や宗教系機関では、養子縁組幹旋の許可制や行政による管理に否定的な意見もあった。その他、乳児院をなくしてほしい、里親とは別に養子縁組の独立部門を設立すべきという意見があった。(表 11-5)

11-6) その他

前述した適正な養子縁組支援に対する意見の他にも多くの意見が寄せられた。(表11-6) これらの意見・要望は表11-7に示すように整理された。民間機関からの要望は国に対してが最も多く、その内容は法整備(実親の親権・同意等)、民間機関の認定・認証、書式の整備、助成・減税・免税、全国規模のマッチング、養親候補者のデータベース構築、養子の記録の管理等となっていた。市町村に対しては母親学級への参加、児童相談所に対しては養子の養育相談、親の就労企業には育児休業制度の適用、他の民間機関には養親候補者の選定の協力を求める意見が出されていた。

表 11-4 財政基盤や助成について (複数回答) n=11

産科系4	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要である。例えば、コピー機や赤ちゃんのベッドを新調するなど。でもだからといって、それが欲しいからやっているわけではない ・特定妊婦や赤ちゃんを保護するための助成が整うとよい。経済的な理由で子育てができず、子どもを手放さなければならぬ方も実際多くいるので、養子縁組をするための支援よりは、子どもを育てられる支援がもっと潤うのもいいのかなと思う ・民間だけでは行えないので経済援助してほしい ・財政的な援助は受けたくない。いろんな報告書を書くなど面倒。20年間の歴史のなかの蓄えがあるので、独立してやっていきたい ・行政からの補助は必要だ。現在のところ持ち出しの状況である
行政系3	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の最低の生活が保障されるくらいの補助金が必要である ・安定した財源が必要である。現在は4割が補助金・委託金、6割が自前の資金で運営している。自由な活動のためには、公的資金が5割程度がよいと考える ・事業所の資格制度と経済的支援を行うべきである。団体の永続性のために財源を確保して安定的に行うことが必要
独立系3	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金は、あまり必要と思わないが、養子縁組後に控除などの配慮をしてほしい。かかるものにはかかるし、金額はケースによって異なる。家庭調査には30万円くらいかかる。リーズナブルプライスで、去年の平均の範囲内で徴収すればよい。政府はお金がかかることを知るべきである。 ・国がお金を出すのは第1歩。さらに社会に広く認知してもらい制度を広げるようにお金を使うことも必要。助成金が立ち上げの時だけだとその後の運営ができなくなる。免税・減税・非課税なども必要。現在は収益事業になっており課税されている。 ・経済基盤が必要。 ・病院などの医療関係者はどうしてもまず第1に児童相談所を最優先し、実親が以前に民間機関と話し合いがついているにも関わらず、児童相談所を呼び説得するような所があり非常にやりづらい。また、児童相談所に子どもを入れてしまって未だに養子に出してもらえないと嘆く親や民間で親を見つけて欲しいと懇願されることが未だに起こる。
宗教系1	<ul style="list-style-type: none"> ・財政的な基盤については、医療費は市役所がよく面倒をみてくれていてありがたい。行政からの補助金はあれば助かる。障害児の養子縁組の際に行政から補助金があると助かる。

表 11-5 国や自治体が整備すべき仕組み、制度 (複数回答) n=12

産科系4	<ul style="list-style-type: none"> ・養親候補者のデータベースを第3者の機関、または構成労働省が管理してほしい。あっせん団体をランク付けし、それぞれの特徴を生かして活用する ・ケアラー(職員)のケアを国主導で行う必要がある。また、件数が増えてくると不調ケース等新たな問題が出てくる心配がある ・行政が「養子縁組は親も子にとっても可哀想」というイメージを変えないとどうにもならない。実親が育てるのが一番であり、育てないとかわいそうというイメージがある。 ・特定妊婦を保護する、赤ちゃんを保護するに当たっての助成の制度というのがもう少し整えばいいと思う。経済的な理由で子育てができず子どもを手放さないといけないという方も多いので、養子縁組をするための支援というよりは、やっぱり子どもを育てられる支援というところをもっと潤うのもいいのかなと思う。 ・児童相談所とは温度差を感じざるを得ない。児相も手薄な状態でやっているので、虐待のほうに向けていて、今から生まれる子は、生まれてから考えようという感覚。しかし、何かが起こらないと保護ができないというような、事ありきの考え方は不安になる。事件が起こらないと動けないというところがあり、ガイドライン等で、保護のあり方をもう少し明確にする。 ・全面的に里親制度や養子縁組の制度が認知されるように国が動いたら、もっと本当に救える子がいっぱいいるのではないかな。
行政系3	<ul style="list-style-type: none"> ・民間ではなく、公的機関が養子縁組をあっせんするべきである。 ・養子縁組も児童福祉法のなかに入れる。実親の親権、同意をめぐる問題を解決できる仕組みの構築が必要 ・実親の親権、同意をめぐる問題を解決できる仕組みの構築が必要である。 ・児童相談所は縦割りで、児童相談所間の連携がうまくいかないこともある。民間事業所の全国規模のマッチングがよい。全国規模になることで国際養子縁組も適正になる。記録は県に移管するのではなく独立した部門が必要。当事者が勝手にするのはなく実母も守らなくてはならないので、専門家が関わるべきである。
独立系5	<ul style="list-style-type: none"> ・何かあるとすぐに厚生労働省は民間をたたく立場になる。委託や受託がある時の現場視察を提案してきたが、嫌がって視察にこない。里親は非常に大事な存在で、やらなくてはいけないことも多いので、里親とは別に、養子縁組の独立部門をつくるべきである。養子縁組を進めたら、問題も起きるだろうが、それを怖がっては、子どもは幸せになれない。 ・乳児院は無くしてほしい。健全児には不要な施設と思う。 ・児相はやれることだけを抜いて「新生児養子縁組は民間に相談したら」という振り方があってもいいと思う。公の機関がすべてをやれないのであれば、やれるところに任せてもいいと思う。 ・規制に関しても、届け出制が許可制になるかどうか絡んでくるとは思うが、許可をしたからそれでいいわけでもないし、届け出が全く駄目でもないと思う。ルールをつくるのであれば、当事者もやっぱり交ぜる必要がある。1回で決めずに試行錯誤をしていくことが必要である。特別養子縁組の制度自体は、何年も変わってないのがそもそもおかしい。柔軟に対応するということは、もう2~3年で、昔やっていたことが間違いになることもある。それぐらいの勢いでやる必要があり、改正すべき。制定後の改正により現実に即したかたちの法律になってくる。1回つくればそれで終わりっていうのは、絶対やめてほしい。 ・民間と児童相談所が、良いネットワークを組めるようにしていただきたい。・児童相談所で、取り組みきれないことに対して、民間がアプローチできないか?
宗教系1	<ul style="list-style-type: none"> ・事業形態、規模はさまざまである。お金の厳しい監視の目が一律に働くのは果たしていいかどうか。行政管理を細かくし過ぎると民間機関の自立が妨げられると危惧する。サービスがいいところに人は行く。取り組みを信頼してより良いものをつくる。 ・本当に必要としている子どもたちのニーズを考えると、養子縁組全体をもっと社会によく広める、そういった方向が必要。もっとアピールするPRも必要。民間の情報を役所に置いてもらえるとうれしいと思う。施設にいる子どもの現状とかというの、やっぱり社会としても知る必要あり。養子縁組で新しく家族になるということを受け入れられるような取り組みが必要。 ・出産まで、また産んでから自立するまでの、身寄りがなくて本当に困っている人を助ける動きをつくってほしいと思う。

表 11-6 その他の意見 (複数回答) n=12

産科系4	<ul style="list-style-type: none"> ・養親希望者は、自分からアクセスしてくるが実母には情報(助けてもらえる)が行き届いていないのではないか。実母に活動を伝えてくれるには、どうしたらよいか考えなければならない。 ・未受診妊婦が駆け込めるところを各市町村につくって欲しい。 ・不妊治療から養子縁組に早くシフトできるように情報提供して、養子縁組を周知(高校の性教育とかでも)したらよい。 ・安産協に賛同する病院が増えてほしい ・実母と斡旋者が直接対応しないで第三者(医療機関等)を中にいれることが必要。 ・養親を見極めることが必要。
行政系3	<ul style="list-style-type: none"> ・年長児も養子縁組に適用できるとよい。 ・特にない 2
独立系4	<ul style="list-style-type: none"> ・民間養子縁組支援団体を「あっせん事業者」と呼ぶのはやめるべきである。 ・諸機関は、相談が来たら逃げないでほしい。前例がないからといって終わりにしないで欲しい。 ・海外では当たり前のように利用できる産婦人科の母親教室、母親学級に養親が参加できないのが課題。養親が子どもを迎えたあとに児童相談所に連絡したら、「民間でご縁があったから、うちのほうには来ないでください」と言われた。養子縁組を広く開かれた制度にするためには、養子縁組しやすい環境が必要、例えば、育休を取りやすくする、育休を与える、養子縁組に関しての育休を与える企業に支援金というか、助成金を出すなど。 ・要保護児童が施設に預けられているということ、施設の問題が家族崩壊の大きな要因と思う。今は家族が崩壊しつつある。この家族崩壊は戦後の3世代から4世代へと移行してきており、そのなかでの犯罪・離婚・未婚等により少子化が進行し、さらなる家族崩壊が進行していると思う。
宗教系1	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、直接マッチングをしていない。他の福祉サービスや資源、既存のものを使うべきで、そこにつないでいくというスタンスである。自分たちはメンタルヘルス、カウンセリングを行っている。教会員で福祉を職務とする信者も多く、教会ボランティアともつながりながら、できるだけ既存の本来のサービスが行っていきべきと考えている

表11-7 民間機関から国・他機関への要望のまとめ

国	<ul style="list-style-type: none"> 法整備(実親の親権・同意等) 民間機関の認定・認証 書式の整備、養親候補者のデータベース構築 助成・減税・免税 全国規模のマッチング 養子の記録の管理 特定妊婦の保護
市区町村	母親学級への参加
児童相談所	養子の養育相談
企業	育児休業制度の適用
他民間機関	養親候補者の選定の協力

Ⅲ 結果のまとめと考察

1. 調査対象機関の背景（設立基準・職員の専門性・運営状況）

調査対象機関 14 機関のうち、事業開始年は 1999 年以前が 7 機関、2000 年以降が 7 機関と半数ずつであった。事業開始年が 1999 年以前は行政系と宗教系に多く、産科系と独立系は 1 機関を除き多くが 2000 年以降設立の機関であった。

機関の設立基盤は産科施設、行政受託、独立系、教会組織等に分類され、職員の資格や専門性、運営状況等はそれぞれ異なっていた。一方、望ましい人材については多くの機関がソーシャルワーカー、カウンセラー、社会福祉の専門家、心理職を挙げていた。産科系機関では医療者・助産師が挙げられていた。職員配置数は常勤・非常勤を合わせて 3 名から 15 名までとばらつきがあり、約半数の機関は兼任の職員数も含まれており、十分な職員数とは言えない状況もみられた。機関の所在地で最も多い地区は関東（8）であり、次いで中国(2)、近畿(2)、中部（1）、九州(1)となっていた。東北・北海道は調査時点においてもともと第二種社会福祉事業として民間機関の届け出がない地区である。

2. 民間機関における相談件数・養子縁組斡旋数

実親からの相談件数および養子縁組斡旋数は独立系と産科系の機関が多かった。独立系は年間の相談件数が 1 千件、5 千件を超える機関もあり業務の負担が懸念される状況であった。養子縁組斡旋数は回答があった 7 機関の合計は 121 件であり、そのうち成立済は 78 件であった。

3. 養子縁組を希望する実母・実父の背景問題

養子縁組を希望する実母の背景問題は多岐にわたっていた。多い背景問題は「外国籍」「被虐待歴」「精神疾患」「薬物依存」「HIV 感染」「レイプ後の妊娠」「未婚」「若年」「アルコール問題」等であり、子どもの要保護性以前に、妊婦、実母に要保護性があるケースが少なくなかった。実父の背景には「行きずりや行方不明」「DV やレイプ加害者」「暴力団員」「父親が特定できない」等、犯罪性があるケースや実母との関係性や妊娠に責任を伴わないケースが多かった。

行政系、宗教系に比較して産科系、独立系の実母に「精神疾患」「薬物依存」「HIV 感染」「アルコール問題」等、やや深刻で複雑な背景が多くみられていた。

4. 妊娠支援と実母による養育のための支援の実際

多くの民間機関が妊娠期から支援を行っており、福祉情報を提供するほか、保健師につなぐ、親族と連絡をとるなど、養子縁組を検討する前に実母の養育の可能性を探っていた。妊婦・実母が養子縁組を希望する場合も、繰り返し意思を確認し、慎重に実母の意思決定を待ち、支える丁寧な支援を行っている機関が多かった。養親候補者への子どもの紹介は、このような支援を経て行われており、実母の気持ちの変化により、委託後の養親の子育てが不安定にならないように配慮されていた。

また特別養子縁組の法律に関して、特に家庭裁判所で養子縁組の審判が確定するまでは、養子縁組の同意を撤回することができることと妊婦・実母に伝えており、妊婦・実母が趣旨と手続きを理解したうえで養子縁組を考えることができるよう、説明責任を果たしていることがわかった。民間機関の妊婦・実母支援は、妊娠相談から、親族への連絡、福祉情報の提供、養子縁組に関する実母への丁寧な意思

確認、母子寮やシェアハウスの用意、出産後の自立支援など多岐にわたっており、先進的な取り組みを行っている。とはいえ、母子寮・シェアハウスの用意がある機関は数機関しかなく、出生前の妊婦の居場所の確保が難しい状況がある。

民間機関の大きなメリットとしては児童相談所に比較して柔軟に対応しているため、妊婦・実母が相談しやすく、電話やメール・SNS など妊婦・実母が望む手段で多くの相談が寄せられている点である。さらに、必要に応じて児童相談所や自治体へ連絡し、保健師に家庭訪問を依頼することもある。子どもを養育する意思を見せた妊婦・実母に対しては、育てていくための道筋を一緒に立てるため、具体的に子育てについて話し合う機関が多かった。実母の出産時には、子どもとの面会・抱っこ・授乳などについて勧め、実母の希望や気持ちを尊重した適切な支援を行う機関が多かった。出産前後に居場所を必要とする妊婦・実母には母子寮やシェアハウスを用意し、経済的な支援や就労支援をする機関もあった。

養子縁組後の実母支援は、実母の希望に応じて心理的なサポート、実母同士が交流する機会を設けている機関もある。実母と養親家庭の仲立ちをしている機関もある一方で、縁組後は連絡や交流を積極的には行わない機関もあり、さらに実母が連絡等を希望しないケースもあるなど多様な側面がみられた。

上記に挙げた細やかな妊婦・実母支援は、妊婦・実母の気持ちに寄り添いながらニーズを汲みあげて行われており、行政機関ではみられない際立った特色である。しかし、行政との連携なくては支援が難しい部分も多々みられ、機関と行政の速やかな連携が望まれる。

5. 子どもの要保護性、養親の適格性、養子縁組方式、支援内容、必要書類等の基準・共通性

産科系の安産協に加盟している機関は種々の判断や方式支援内容に基準や共通性がみられたが、その他の民間機関ではそれぞれに独自の判断基準や方式に沿った実践が行われており、共通性はあまりみられなかった。

子どもの要保護性についてはいずれの機関にも共通しているのが、主に「実母（実親）の意思や希望」「実母（実親）の生活環境や養育環境、家庭環境が子どもの養育に適さない」という点から判断されているが、アセスメント基準等が明文化されたものはなかった。養親の条件等については里親の認定条件等に準拠している機関、それぞれの機関独自の条件、条件がないという機関に分かれ、こちらも基準がまちまちである。養育力の判断については、さらに多様な内容が挙げられており、担当者の主観的な基準や抽象的な基準も挙げられており、実際的には客観的に判断が難しい状況が推察された。

養子縁組方式では、出生届けの提出方法、実親同意の保留期間、養親候補者への連絡時期等は比較的同様の方法が行われているが、子どものマッチング、子どもの命名者、養親が子どもの開始する時期、支援内容、必要書類等に共通性はあまりみられず、それぞれの機関独自の方法がとられていた。

このような独自の方法は機関の理念や経験が大きく反映されている部分だと推測された。行われる支援や判断の基準や共通性がみられないということは、多様な相談者のニーズや個別性に対応可能である側面と同時に、支援を受ける機関によってケアの質が左右されるという側面も懸念される。機関がそれぞれの理念に基づいて養子縁組支援に取り組むこと、妊婦・実母、養親希望者が自分に合った機関とつながることを尊重しつつも、養子縁組への取り組み方、スタッフの専門性、養親候補者の適格性に関して国が基準やガイドラインを設けることで、養子縁組支援が社会に認知され、理解が促進

されていくことが必要である。養子縁組に関するケアの質を担保するためガイドラインの作成が必要であると考えられた。

6. 養親候補者への支援の実際

養親候補者への養育開始時に向けた育児技術の準備としては、多くの機関が2泊3日程度の教育入院、育児トレーニングを行っていた。教育入院・育児トレーニングは非常に大切な支援であるが、実母の出産後に1回程度、子どもの委託前に単発的に行われるだけであり、少数ではあるが実技を伴わず知識提供だけの機関もあり、養育に向けた支援としては不十分であろう。養親の親役割獲得・親になる準備に関する支援は今後の課題と考えられた。

一方、子どもの委託後は、家庭訪問、家庭裁判所との手続きの支援、養育相談等きめ細やかな支援が行われていた。児童相談所、家庭裁判所、行政や保健センター等の関係機関との連携を支援し、居住地の里親会や養親の会等の情報提供を行うなど機関連携の支援は丁寧に行われていた。

家庭裁判所での審判が確定するまでは、実母が養子縁組の同意を撤回することがあることや特別養子縁組の趣旨と手続きについて説明がなされていた。養親候補者はこの点を十分承知した上で、子どもを迎えており、民間機関は養親候補者に対して説明責任を果たしているといえる。審判が確定するまでは同意を撤回できることは法律が保障するものであるが、実母の決断を焦ることなく慎重に取り扱うという点においては必要であるが、一方で、養親の立場で考えると、実母の心変わりを心配しながらの子育てが養親と子どもの安定した親子関係形成に何らかの影響を与える可能性も心配される。今後は保留期間の適切性についての議論と検討が加えられるべきであると考えられた。

家庭裁判所への特別養子縁組申し立てに関しては、ほとんどの機関が養親をサポートしていた。例えば、養子縁組の申し立てに備えて養親を対象とした養子縁組の説明会を開催する、手続きに関して手取り足取り丁寧に教える、養育経過を家庭裁判所に報告する調書を作成する等のサポートが実施されていた。

縁組成立後の養親に対しては、家庭訪問を含む相談支援、養親の会等の活動支援、交流会、研修会、シンポジウム、運動会や子どもキャンプ等のイベント開催など、なんらかの支援を行っている機関が多かった。縁組成立後の実母と養親への支援内容を比較してみると、養親への支援が多い傾向にあったが、内容は相談援助よりもイベント的なものが多かった。多くの機関が設けている養親の会は養親にとって重要な役割を担っていると考えられるが、本調査では時間の制約もあり、具体的な活動内容について、聞き取ることができなかった。今後、養親の会やサロンの開催地や開催頻度、参加率等について調査し、その活動がどのように支援に結びついているか明らかになれば、機関と養親の双方にとって有益だと考えられる。また養親に悩みがある場合、自助グループでの支え合いに加えて、子どもの発達、教育、真実告知、親子関係等に関する悩みを傾聴し、アドバイスする相談機関を紹介するなど、複数の支援経路を用意することが必要である。養子縁組後に子どもの障害や疾病が明らかになった場合については、民間機関は引き続き必要な支援を行い、関係機関の情報提供なども行っていた。さらに養親には、子どもの障害を心配した時には民間機関以外からも障害についての適切なアドバイスを受けられるよう、社会資源の活用等の情報提供をしておくことも必要であろう。

本調査では民間機関への調査であり養親当事者にはヒアリングしていない。今後は養親が求める支援についての調査をすることがより良い支援につながるものと考えられる。

7. 出産・子どもの委託後の実母への支援

従来の実母への対応は、「子どもに情が移ることを防ぐ」という理由で、出産後に子どもとの面会やスキンシップ・授乳(母乳)・おむつを替える等の行為は禁止する対応が多かった。しかしながら、今回の調査では、子どもとの面会・抱っこ・授乳(母乳)などを促し、実母の希望や気持ちを尊重した支援を行う機関が多かった。このような出産後の実母と児との面会や交流は、子どもは可愛いけれども自分には育てられないと決断することにもつながる。また、実母自身が出産したこと、子どもと触れ合ったこと、子どもにとって自分が最良の決断をしたと思えることは、罪悪感と後悔のみの経験に終わらず、実母の将来において前向きな体験となると考えられる。このような実母への適切な支援がさらに発展することが望まれる。

また、実母への支援では、その後の連絡や仲介、心理的サポートが行われているが、一方で、縁組後は連絡や交流を積極的には行わない機関もあり、さらに実母が連絡等を希望しないケースもあるなど多様な側面がみられた。縁組後の実母と養親への支援を比較してみると養親への支援が多い傾向であった。

8. 養子への支援・出自を知る権利のサポート

養子への支援では、養親の交流会等で養子の参加を促し子ども自身の交流を促す、その後に養子の障害や疾病があれば支援する、家庭訪問をする機関があるが、養子への支援については実母・養親に比較して少ない状況であった。養子に対する支援は養子のニーズ等を明らかにしながら今後充実させる必要があると考えられる。

子どもの出自を知る権利に関して、行政系が明確な指針を持つ一方で、子どもへの支援方法が不明な機関が複数あった。また、実母の生活に配慮して、子どもが尋ねてきても何も教えないと回答した機関があったが、実母について伝えない場合にも、出自を知りたい子どもに寄り添う方法を模索し、子どもが安心感を得られるように心理的サポートに努めることが必要である。また、事業開始から時間があまり経過していない機関は、思春期を迎える養子と養親へのサポートが必要になる事例が今後発生すると考えられ、思春期対応など専門的な知識を得ることが求められる。

9. 記録の保管・財政状況

記録の保管については、現状では多くの機関が紙データであるが、今後は電子データ化の必要性を認識している。また、民間機関のみでの記録の保管に危機感も持っており、公的機関における最終的なデータ保管の必要性が指摘されている。電子化にはマンパワーもコストも必要となるため、電子化が難しい機関もあると考えられる。本調査に当たり、ヒアリングを申し込んだところ、「もう養子縁組支援をやめている」と回答した機関が複数あった。1機関が養子縁組支援を終了しても、養子当事者の出自を知る権利が守られるよう、記録の保管方法と引き継ぎについて、ルールを設けることが望まれる。今後早急に電子データ化と公的機関の保管について検討が必要である。

財政基盤や助成については、予算の確保や活動資金・実費の徴収や経済的に困窮している実母への金銭支援等の問題が散見され、機関の活動における経済的問題が明らかであった。民間機関への経済的支援において国や行政からの支援が不可欠である。

民間機関は妊婦・実母の居住地を問わないいわば広域的な支援を展開しているが、これは経済的な

負担を伴うものである。この背景には養子縁組支援機関が偏在していることが挙げられ、支援に飛び回るスタッフにとっても、心身ともに負担となる業務である。また、本調査では機関の活動に必要な人材として、資質のあるスタッフや専門性の高いスタッフが挙げられたが、人材を育てて雇用するためには安定した財政基盤を要する。事務所を維持するための必要経費、養子縁組支援に従事するスタッフの育成費用、妊婦・実母と子どもの保護に要する費用など、どのような助成が機関の運営に安定をもたらすのか、国や行政が早急に調査して助成するべきである。そのためには、養子縁組についての法的整備も必要である。児童福祉法でも養子縁組制度の明記および養子縁組に関する新たな立法化が必要と考えられる。

10. 民間機関と行政との連携

妊娠相談および養子縁組における実母や養親へ支援の際に、児童相談所・行政との連携協力がスムーズに行われていない機関が多かった。機関は児童相談所・行政との連携を望んでいるが、児童相談所・行政が応えてくれないという意見がみられた。例えば、妊婦・実母については、「子どもが生まれてからでないと動いてくれない」「対応がよくない」「行政に連絡をしても、その後のことを教えてもらえない」「たらいまわしにされた揚げ句、その後、その情報じゃわかりません、で話が終わってしまうケースも、結構、児童相談所ではあった」「支援を要請しても、実際に支援が行われるかどうかは自治体間で対応に差があり、結果が不安定」という回答があった。機関に連絡が来た時点ですでに妊婦・実母・子どもの状況が危うかったケースもあり、行政との迅速な連携が望まれる。

養親への支援に関しても、他県に引っ越した養親のために、転居先の児童相談所にフォローを依頼したところ、「児童相談所から来たケースではないので家庭訪問しません」と却下されたという回答があった。妊婦・実母・子ども・養親への支援を確実なものにするためには、機関と行政が連携を図り、役割分担を明確にする必要がある。

11. 分類別に見た機関の特徴と傾向

<産科系>

産科系機関の大きな特色は、妊婦・実母の意向に添った支援を産科施設で行っていることにある。調査では、自ら子どもを養育する意志を示した妊婦・実母に対して、適切に子育てできるよう支援し、養子縁組を望んでいる場合はタイミングをみながら何度も意思確認を行い、出産後に養子縁組を希望するかどうか実母に決めてもらう機関が多かった。また、養親候補者も産科施設に教育入院し、実習を受ける点も特色といえる。出産経験のない養親候補者は母親父親学級に参加する機会がないため、教育入院は新生児育児を学ぶ貴重な機会となっている。今後、養親候補者が教育入院、またはそれに等しい実習を受けられる機会が他機関にも広がるとともに、実習内容や期間の充実について、検討されることが望まれる。

<行政系>

行政委託系機関は早くから養子縁組支援事業を開始しており、取り組みの歴史が長い。児童相談所からの依頼で子どもの養親候補者を探すケースが多く、里親制度との関わりが深い機関では、里親支援機関事業を受託している。産科系や独立系に比べると実親相談件数は少ない。養親候補者の家庭訪問を重視しており、家庭訪問の際、同居家族や近隣在住の親族を含めて面接を行っている。

行政系機関が行政と連携してきた経験は、他機関の参考になると考えられる。

<独立系>

独立系機関の実親相談件数は、産科系、行政系、宗教系と比べて群を抜いて多く、妊婦・実母の気持ちに寄り添った支援が当事者から支持されていることがうかがわれた。独立系機関のなかには、養親としての子育て経験がある人が代表を務める機関があり、代表自らの経験や理念が養子縁組支援に反映されていると考えられる。独立系機関はそれぞれ支援に特徴があり、産婦人科や弁護士などと連携して助言を得ている機関、養親候補者の審査や育児実習に養親OBが参加するなど内部ネットワークを持っている機関、実母のニーズを組み上げて、母子寮やシェアハウスを用意し、生活費支援、就労支援を行っている機関などがあつた。養親に対しては、家庭裁判所への養子縁組の申し立てに関するサポート、養親の会の活動支援、シンポジウムや研修等の開催を行っており、妊娠相談から、養親候補者の選考、実母の自立支援を含む子どもとの分離後のフォロー、養親支援など、1機関で一元的に広範囲な養子縁組支援をしていることが明らかになった。

<宗教系>

信仰が活動のベースとなっており、養親希望者にはクリスチャンであることを求めているのが宗教系機関の特色である。機関と養親は同じ信仰でつながっており、価値観を共有していることがうかがわれた。また、養親が決まるまで子どもの世話をする信者家庭や、養親候補者の面接に同席する信者など、教会ボランティアが機関の活動に大きな役割を担っていることがわかつた。

養子縁組支援に関わる子どものほとんどが障害をもっていると回答した機関があり、この機関には障害のある子どもの実親からの養子縁組相談が多く寄せられている。1機関で養親を探すことが難しいため、他機関からの協力を望んでいるが、障害のある子どもの養親探しは困難であることが調査からうかがわれたが、宗教系機関は障害児の養子縁組に努力し、実績をあげている点が特徴的であつた。

<今後の課題および提言>

1. 妊娠・出産・養育に悩む女性の相談支援機関が少なく大都市に偏在しており、今後は全国規模で開設する必要がある。(都道府県に1か所以上)

<根拠>・児童相談所、行政機関では出生後の対応が中心となっているが、民間機関は妊娠期からの相談支援において先進的に取り組み大きな役割を果たしている。

- ・相談者(実母)にとって民間機関は相談しやすく、行政の相談機関に比較して柔軟な対応してもらえるとというメリットがある。
- ・養子縁組が前提ではなく妊娠支援が丁寧になされており、その結果実母が自分で育てるケース(養子縁組とはならない)も一定数ある。
- ・民間機関は都市部に集中しており、機関によっては遠距離地域の相談を受けているが、相談者(実母・養親)および機関にとって負担も大きく、速やかな対応ができにくい。

2. 児童福祉法に特別養子縁組を組み入れ明記する。

<根拠>・現在の児童福祉法には社会的養護の子どもが家庭養護の場を得ることができる特別養子縁組

について規定されていない。明確に規定されることにより、行政機関の認知が進み、更なる制度の整備が期待される。

3. 関係機関・公的機関との連携方法、役割分担を明確にする必要がある。

(まずは民間機関と児童相談所の連携・役割分担の具体的内容の策定が必要)

<根拠>・民間機関の多くが児童相談所と連携しているが、実際的には連携が不十分、情報交換がスムーズでない、児童相談所の方針に賛成できない等の不満が多い。

- ・民間機関で縁組が成立した養親は児童相談所の研修等を受けにくい。
- ・養子縁組の手続きや公的支援を進める際に、市町村や病産院、法務関係機関の理解がなく困難な場合がある。

4. 養親の適格性、実親の同意を猶予する期間、縁組方式、必要経費等についてのガイドライン、および記録様式・アセスメント項目等の共通フォーマットが必要である。

<根拠>・養子縁組の実務において、上記の方法や判断基準、方式は民間機関それぞれが独自に行っており統一されていない。相談者(実母・養親)は支援を受ける民間機関の方式によってケアの質が左右され、不利益を受けることがある。

5. 民間機関の設立の最低基準のガイドラインが必要である。

<根拠>・民間機関は産科施設・行政受託・独立系・宗教系を母体として設立されていたが、資本金、担当者の資格や経験、従業員数、経営・運営方法等がまちまちであり、運営の安定性、適切な支援内容、公平性の担保が難しい機関もある。

6. 民間の養子縁組事業を認可制・許可制にし、支援の質を担保することが必要である。

<根拠>・提言の3・4・5のガイドライン、第3者評価システムを整備した民間機関の事業を認可制、許可制にすることにより支援の質が担保されると考えられる。

7. 許可された民間機関には経済的支弁が必要である。

<根拠>・多くの機関が予算確保の困難さ、赤字財政となっており、職員や代表者が経費を自己負担していることが多い。

- ・専門的な支援内容・ケースワークを行っているにも関わらず、費用徴収に対する厳しい世論があるため正当な費用として請求することができていない。
- ・財政に余裕がなく、人員配置、運営や支援内容の制限を余儀なくされている。

8. 第3者評価システムが必要である。

<根拠>・それぞれの機関によって支援内容や方法が異なるため、相談者(実母・養親)にとって適切なケアであったか、運営方法が適切か等について第3者評価を受けることが必要である。

9. 記録・データは国(厚労省)または児童相談所等の公的機関が管理(一元管理)することが必要である。

<根拠>・現在は民間機関がそれぞれ記録やデータを保管しているが、災害等での紛失・焼失が懸念される。また、事業を終えた後の記録の保管について責任を終えないという事態が想定される。

- ・養子が大人になってからの出自の確認に不可欠なデータであり、民間機関は国や公的機関に永久的な保管方法を託したいと希望している。

10. 出産・養育に悩む女性と子どもの居場所の確保が必要である。

<根拠>・子どもを養子に出したいと希望する女性は、妊娠中および出産後に自立するまでの宿泊場所がないことが多い。行政サービスにおいての妊娠中に利用できる施設がない。

- ・民間機関のなかには収容・宿泊施設を確保しているところもあるが、多くの民間機関は女性と子どもの居場所を備えていない。
- ・養子となる子どもの収容は、出産施設に入院中のみであり、養親に託されるまでの期間の子どもの居場所に困っている現状がある。

11. 養親の親準備教育・養育支援、養子の出自情報のあり方や支援体制の充実が必要である。

<根拠>・民間機関は妊娠期の女性への支援は十分に行われているが、養親の親準備教育や養育支援、養子のその後の成長過程における支援を行っている機関は少なかった。

- ・妊娠葛藤支援、養親の親準備教育・養育支援、養子への支援は専門性が多岐にわたり、人員や経費等の少なさから十分な支援が行えていない状況である。

さいごに

今回の調査結果から、民間の養子縁組機関が財政的に大きな負担を抱えながらも、限られたマンパワーで精力的に広範囲に及ぶ妊婦・実母支援および養子縁組支援に取り組んでいることがわかった。

また、相談件数や養子縁組成立件数等は民間機関の役割と活動実績を裏付けるものであり、支援内容は先進的な取り組みも多くみられていた。我々の調査研究が今後の我が国の養子縁組支援、および民間機関のより良い支援活動に微力ながら貢献できれば幸いである。

お忙しい中、長時間のインタビュー調査にご理解とご協力をいただいた民間機関の皆様に深く感謝申し上げます。

調査票A(質問紙調査)

1 基本情報

名称	
代表者	
個人・法人の別、法人の場合種類	
設立年月日	
当該事業開始年月日	
事務所所在地	
連絡先1(電話)	
連絡先2(FAX)	
連絡先3(メール)	
職員数・職種	
常勤 専任	職種別内訳(
兼任	職種別内訳(
非常勤 専任	職種別内訳(
兼任	職種別内訳(
事業実施のために使用する施設、設備	
併設する(或いは、母体とする)施設・事業	

2 過年度の事業実績 平成25年度(平成25年4月1日～同26年3月末日まで)

実母等の相談(件)	
内訳 電話によるもの(件)	
メール	
来所	
その他	
実母の入院ないし身柄の保護	
内訳 入院(人)	
入院以外の保護(人)	
子を養子として託したいという申し込み	
上記の内、あっせんを行わなかった数	※特養・普通養子の別、実母の年齢別、実母の既婚未婚の別、きょうだいの有無別、理由別、実母の状況が不明の場合、匿名出産・ポストなどの別などのデータがありましたらご提供ください。
上記の内、実際にあっせんを行った数	※あっせんを行わなかったものうち、その理由別内訳、子の養育の内容別内訳、通告や援助依頼の有無、通告や援助依頼先等のデータがありましたらご提供ください。
内訳 26年7月1日現在成立済み	
同 未成立 あっせんを受けた養親候補者が養育中	
同 未成立 あっせんを受けた養親候補者が養育していない	
再掲 マッチング開始後養子縁組成立前に実母が「翻意」「同意撤回」した数	
※翻意・同意撤回の時期や理由についてのデータがありましたらご提供ください	
再掲 マッチング開始後養子縁組の成立前に養親候補者からの申し出によって養育を中止した数	
※養育の中止の申し出の時期や理由についてのデータがありましたらご提供ください	